

基本目標 V 生涯にわたる女性への健康支援

生涯にわたり、安心して健康な生活を送ることは誰もが望むことです。

平成 6 年にカイロで開催された「国際人口・開発会議」において、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」という言葉が初めて提唱され、平成 7 年に開催された第 4 回世界女性会議で「女性の権利」として位置付けられました。

この言葉の概念は「子どもを産むか、産まないか」、「産むとすれば、いつ、何人を産むか」を選ぶ自由、「安全で満足のいく性関係」などを女性自身が女性の権利として決定することなどが含まれています。

女性の健康問題というと、これまでは主に子どもを産み育てるという面から大きな関心が向けられてきましたが、これからはリプロダクティブ・ヘルス/ライツの趣旨を広く社会に浸透させ、その視点に立った健康づくりへの支援が必要であると言えます。

また、近年、地球規模で広がりを見せる環境汚染は人間の健康に悪影響を及ぼすだけに止まらず、生殖機能の低下など生態系をも危うくさせています。

このような中で、環境保全に取り組むことは、安全な生活環境を確保するのみだけではなく、女性の人権擁護の観点からも、男女共同参画社会の実現にとって極めて重要であると言えます。



第3章 計画の内容

推進の方向 1 生涯にわたる女性の健康の保持・増進

女性が自らの身体について自己決定を行い健康で過ごすことは、女性のエンパワーメントの基本と言えます。健康とは、病気や病弱ではないというだけでなく、身体的、精神的及び社会的にも安定した状況にあることを言います。

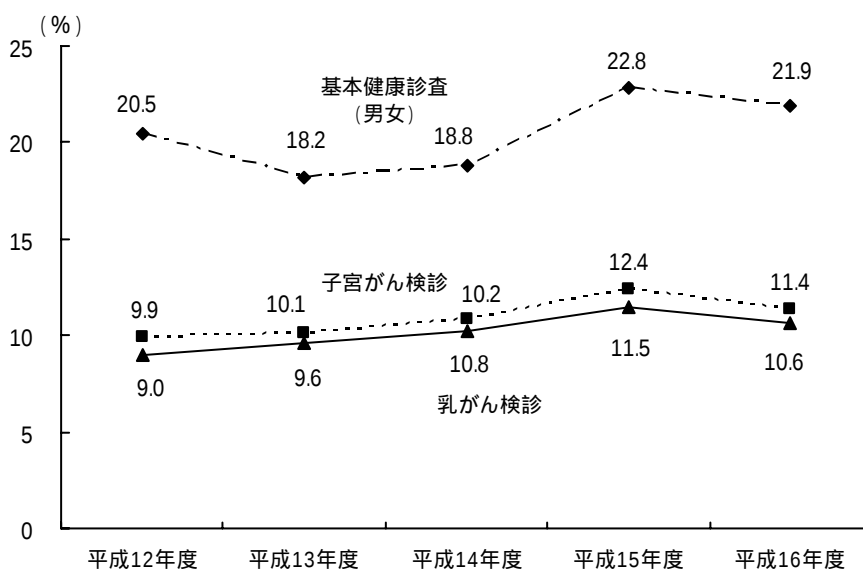
女性は、その身体に妊娠や出産という生理的特性が備わっていることから生涯を通じて男性とは異なる健康上の問題に直面しており、女性の身体の変化（初潮、妊娠・出産可能期、閉経期）に伴う各ライフステージに応じた適切な対応が求められています。

しかし一方、本市における平成 16 年度の基本健康診査の受診率は 21.9%、乳がん検診 10.6%、子宮がん検診 11.4%と低くなっていることから、市民の健康増進のためにも、受診率の向上を図ることが必要です。

そのため、自分の健康は自分で管理するという意識の醸成を図るとともに、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点に立った健康相談や指導体制の充実のほか、健康管理を推進するための情報の提供など、女性の健康の保持・増進に努めます。

また、生涯を通じた健康づくりのために、年齢や体力に応じたスポーツ・レクリエーションに気軽に参加できる機会の提供とそのための施設の整備と充実に努めます。

基本健康診査・がん検診受診率



資料：石狩市保健福祉部

施策の推進内容	主な事業の概要	担当部局
(1) 母性機能の尊重についての啓発活動の推進 子どもを産み育てることは、社会全体の責任であることを周知するための啓発に努めます。	○ 講演会等の開催（再掲） ○ 講座の開催 ・ マタニティスクール（再掲） ・ 両親教室（再掲） ・ 性に関する学習機会の提供（再掲）	企画財政部 保健福祉部 保健福祉部 生涯学習部
(2) 健康教育・相談体制の充実 健康の自己管理のための意識づくりと正しい知識の普及のため、講座等の開催や相談体制の充実に努めます。	○ リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点に立った健康教育の実施 ・ 健康教育の充実 ○ 健康相談の充実	保健福祉部 〃
(3) 妊娠・出産可能期における健康支援 母親の育児に対する不安を解消するため、日常生活や精神面についての相談・指導の充実に努めます。	○ 母子健康診査・検診の充実 ・ 妊娠健康診査 ・ 乳児健康診査 ・ 1才6ヶ月児健康診査 ・ 3歳児健康診査 ○ 訪問指導の充実 ・ 妊産婦、乳幼児訪問指導 ○ 成人健康診査・検診の充実 ・ 基本健康診査 ・ 節目検診 ・ がん検診 ・ 骨粗しょう症検診 ○ 健康づくり教室、健康エクササイズ ○ 食生活改善指導の充実	保健福祉部 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃



第3章 計画の内容

施策の推進内容	主な事業の概要	担当部局
(3) 妊娠・出産可能期における健康支援	- 働く女性の健康管理 - 職場での健康診断の促進 - 母性健康管理の促進	経 済 部 〃
(4) 閉経期以降における健康支援 〔閉経期以降における女性特有の病気や習慣病等の早期発見のため、各種検診等の充実に努めます。〕	- 成人健康診査・検診の充実 - 基本健康診査（再掲） - 節目検診（再掲） - がん検診（再掲） - 骨粗しょう症検診（再掲） - 健康づくり教室、健康エクササイズ（再掲） - 食生活改善指導の充実（再掲） - 機能訓練の充実 - 訪問指導の充実 - 在宅の寝たきり者訪問 - 認知症予防事業の実施	保 健 福 祉 部 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃
(5) スポーツ・レクリエーション活動の推進 〔年齢や体力に応じて気軽に参加できるスポーツ・レクリエーションの普及に努めるとともに、施設の整備と充実に努めます。〕	- スポーツ・レクリエーション活動の推進 - スポーツ健康都市宣言 - 皆スポーツの推進 - 指導者の養成 - 情報の提供、相談 - 施設の整備と充実	生 涯 学 習 部 〃 〃 〃 〃

推進の方向 2 環境保全への取り組み

私たちを取り巻く環境問題は、生活排水や生活ごみなどの日常生活による地域環境から地球温暖化やオゾン層の破壊など地球規模にまで広がり、環境保全のための個人の意識が重要視されるようになってきました。しかも、今日、環境汚染は、人間の健康を蝕むだけに止まらず、「羊水の汚染」や「精子の減少」、「生殖機能の低下」など生殖系をも危うくするまでに至っています。

その結果、人間関係など社会環境にも様々な問題がもたらされており、今や、私たちは環境問題の解決を抜きに人権を守ることができない時代に生きていると言えます。

このような中で、女性の権利であるリプロダクティブ・ヘルス/ライツを守るためには、市民一人ひとりがこの現実を直視し、学校教育における環境教育の推進や地域におけるリサイクル思想の普及、企業における地球温暖化対策の推進、家庭におけるライフスタイルの見直しなど、家庭や学校、地域が一体となって環境保全に向けた取り組みを進めます。

施策の推進内容	概要	担当部局
(1) 環境保全についての啓発活動の推進 環境保全への意識を普及させるため、その啓発に努めます。	○ 消費者教育・活動の促進 ○ 環境保全に関する啓発活動の推進 ○ 水・大気環境の保全 ○ 自然生態系の保全 ○ ごみ減量・適正処理とリサイクルの推進 ○ 地球温暖化対策の推進 ○ 環境教育・学習の推進	生活環境部 〃 〃 〃 〃 〃 生活環境部 生涯学習部
(2) 家庭・地域社会における環境保全の促進 家庭や地域における環境保全への取り組みを促進します。	○ 消費者教育・活動の促進（再掲） ○ 水・大気環境の保全（再掲） ○ 自然生態系の保全（再掲） ○ ごみ減量・適正処理とリサイクルの推進（再掲） ○ 地球温暖化対策の推進（再掲）	生活環境部 〃 〃 〃 〃